

船舶事故調査報告書

令和4年4月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和3年2月21日 12時15分ごろ
発生場所	秋田県秋田船川港秋田区 秋田港南防波堤灯台から真方位324° 1,130m付近 (概位 北緯39° 46.8′ 東経140° 00.5′)
事故の概要	プレジャーボート ^{ゆうが} 祐雅丸は、漂流中、波を受けて転覆した。
事故調査の経過	令和3年3月2日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 祐雅丸、2.0トン
船舶番号、船舶所有者等	211-15236秋田、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	軽傷 1人（同乗者）
損傷	沈没（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：波向 西南西、波高 約2m、潮汐 上げ潮の中央期 秋田市には、強風注意報が21日04時44分まで、波浪注意報が21日10時26分まで、それぞれ発表されていたものの、本事故当時、いずれの注意報等も発表されていなかった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、船舶所有者（以下「同乗者」という。）を乗せ、たこ釣りの目的で、秋田港新北防波堤に向け、秋田船川港秋田区のマリーナを出発した。 船長は、出発に先立ち、天気予報により、港外の波浪が高いことを知っていたものの、次第に回復する予報であったので、防波堤の内側であれば危険はないと思い、釣りに向かうこととした。 本船は、秋田船川港秋田区の最も西にあたる北西方向に延びた計画高4.8mの第2南防波堤（以下「本件防波堤」という。）の東側（内側）至近に移動し、本件防波堤と平行に船首を北西方に向けて機関を中立にして漂流した。 本船は、左舷船尾甲板に船長、右舷船尾甲板に同乗者がそれぞれ立って手釣りを行っていたところ、本件防波堤を越えた波を船体の右舷側に受け、船体が右舷側に傾斜し、転覆した後に沈没した。
分析	本船は、秋田船川港秋田区において、本件防波堤の内側至近で釣りをしながら漂流していたことから、本件防波堤を越えた波を船体の右舷側に受け、船体が右舷側に傾斜し、転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、秋田船川港秋田区において、本船が本件防波堤の内側至近で釣りをしながら漂流していたため、本件防波堤を越えた波を船体

	<p>の右舷側に受け、船体が右舷側に傾斜し、転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の操縦者は、防波堤で囲われた港内であっても、港外の波浪が高い際には、波浪が防波堤を越えることもあるので、防波堤に接近しないこと。